



移住お試し住宅 miraie ご利用案内



秦野市都市部交通住宅課

当施設は、秦野市への移住を検討していただくための施設であり、ホテルや旅館ではありません。趣旨をご理解いただき、ルールを守ってご利用くださいますようお願いいたします。

1 お申込みにあたって

(1) ご利用いただける方

秦野市外に住所があり、秦野市への移住を希望または検討されている方で、共に40歳以下の夫婦又は小学校卒業前までのお子さんのみがいる夫婦

(2) 利用人数

最大利用人数は、5名までです。

(3) 利用時間

利用開始（チェックイン） 手続きは10時から15時までです。

利用終了（チェックアウト） 手続きは10時から12時までです。

(4) 滞在期間及び体験料

滞在期間	体験料（1世帯あたり）
2泊3日～6泊7日	10,000円

※1泊2日でのご利用はできません。

※体験料は、泊数にかかわらず一律の料金です。

2 お申込み方法

(1) ご予約

ホームページの予約申込みフォームに必要事項をご入力いただき、各受付期間内に送信してください。

※お申込みは、1世帯につき1回のみです。2回以上のお申込みをした世帯は、選考対象外とします。

(2) ご利用決定

予約フォームのお申込み内容を選考して、ご利用を決定します。

※先着順ではありませんのでご注意ください。

ご利用が決定した場合は、移住体験承認決定通知書と体験料納入通知書を郵送又はメールにて送付（送信）いたします。

※チェックイン時刻等について、事前に秦野市よりメールまたはお電話にて別途ご連絡させていただきます。

(3) 体験料のお支払い

ご利用日までに体験料納入通知書に記載されている指定金融機関にて体験料をお支払いください。

3 ご利用開始時

(1) チェックイン（10時から15時まで）

ご利用決定時にお知らせする時刻・場所にお越しください。その際に、ご印

鑑、移住体験承認決定通知書、納入済書（領収書）、本人確認書類（運転免許証等）の写しをご持参ください。

施設案内や周辺環境等について担当者から説明いたします。

(2) 賃貸借契約の締結

ご利用にあたり、秦野市と利用者との間で、当施設の賃貸借契約を締結いたします。ご印鑑をご持参ください。契約書は、別紙1のとおりです。

4 滞在期間中

(1) 施設備品

当施設の備え付けの備品は、別紙2のとおりです。利用終了時に破損や不足が生じた場合には、利用者に修理費用等をご負担いただく場合があります。

(2) ご持参いただく物

- ・ご印鑑
- ・移住体験承認決定通知書
- ・納入済書（領収書）
- ・本人確認書類（運転免許証等）の写し
- ・寝具
- ・寝間着等の着替え
- ・生活用品（洗面用具、シャンプー、タオル、洗濯用洗剤等）
- ・食材、調味料（市内でも購入可能です）
- ・その他施設にないもの

(3) 滞在中のお願い事項

- ・施錠は必ず行ってください。盗難にあった場合、秦野市は一切の責任を負いません。
- ・室内は清掃に努め、清潔を保ってください。
- ・退去前に清掃（特にキッチン、トイレ、風呂、洗面所）の上、ごみは適切に分別してください。
- ・生ごみや油類をキッチンの流し、トイレ、風呂等に流さないでください。
- ・ごみを建物の収集場所に出すことはできません。ごみがいっぱいになった場合、担当者が施設へ伺いますのでご連絡ください。
- ・施設内は禁煙です。
- ・施設内でのバーベキュー及び花火は禁止です。
- ・施設内（屋内、屋外問わず）へのペットの持ち込みは禁止です。

5 ご利用終了時

チェックアウト（10時から12時まで）

チェックアウト時刻は、利用終了日の前日までにご連絡ください。

チェックアウト時刻までに施設内を清掃いただき、「移住お試し住宅利用報告書」をご記入ください。担当者が施設へ伺い、施設内の確認をしたうえ、鍵のご返却と報告書のご提出をもって利用終了となります。

6 注意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況や施設の修繕等の理由により、予定していた利用を延期または取消しをさせていただく場合があります。
このことにより利用者に損害が発生した場合でも秦野市は一切の責任を負いません。
- (2) 体験料のお支払いは、指定金融機関での納入通知書でのお支払いのみとなります。クレジットカード等のご利用はできません。
- (3) 鍵を紛失した場合、鍵の作成費用を利用者にご負担いただきます。
- (4) 施設内での事故、トラブルについては、利用者の責任において対処させていただきます。
- (5) お申込みされた方以外の方（友人など）は、施設を利用できません。
- (6) 建物1階にあるコワーキングスペースをご利用いただけます。利用のルールを守ってご利用ください。

7 キャンセル

ご利用決定後のキャンセルについては、ご利用予定日の前日までにご連絡ください。

8 お問い合わせ先

- (1) ご予約、施設案内等に関するお問合せ
秦野市役所交通住宅課 受付時間：平日8時30分～17時15分
TEL：0463（82）9642
Mail：koutsu@city.hadano.kanagawa.jp
URL：<https://www.tanzawalife.net/>
- (2) ご利用期間中のお問合せ
秦野市役所交通住宅課
（平日）0463（82）9642
（土日祝）070-6968-2533

移住体験住宅定期建物賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 賃貸人 秦野市長 高橋 昌和 (以下「甲」という。) と賃借人 ○○
○○ (以下「乙」という。) とは、次条に掲げる移住体験住宅の賃貸借について、
次のとおり借地借家法 (平成3年法律第90号) 第38条に規定する定期建物賃貸
借契約を締結する。

(住宅)

第2条 甲は、次の表に掲げる移住体験住宅を乙に貸し付けるものとする。

名 称	ミライエ秦野
所 在 地	秦野市曾屋687番地の37 610号室
建 設 年	昭和51年
構 造	鉄筋コンクリート造6階建

(契約期間)

第3条 契約期間は、3日以上14日以内の期間において、次に掲げるとおりとす
る。

始 期 年 月 日から
終 期 年 月 日まで (日間)

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新しないものとする。

(料金)

第4条 乙は、次の体験料を移住体験の開始日の前日までに甲に納付しなければな
らない。

体験料 10,000円

2 前項の体験料には、移住体験住宅の光熱水費 (電気及び水道の使用料)、放送
受信料及びインターネット利用料を含むものとする。ただし、飲食費、日常生活
にかかる消耗品費、移住体験住宅に備え付けられた家具、器具等以外の物品の調
達に要する費用及び交通費は、乙の負担とする。

3 第一項の規定により納められた体験料は、還付しない。ただし、次の各号のい
ずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 乙が、病気その他の理由により体験することができなくなったとき。
- (2) 甲が、公益上その他やむを得ない理由により移住体験の承認を取り消したと
き。

(遵守事項)

第5条 乙は、移住体験住宅を利用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵
守しなければならない。

- (1) 移住体験を目的として利用すること。
- (2) 移住体験住宅の設備及び備品を適切に取り扱うこと。

- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、節電及び節水に努めること。
- (4) 外出時及び就寝時に施錠するなど移住体験住宅を善良に管理すること。
- (5) 移住体験住宅及びその敷地の清掃、除草等を適切に行うこと。
- (6) ごみを甲が定めた方法により処理すること。
- (7) 移住体験住宅に新たに設備又は備品を設置しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得ること。
- (8) 移住体験住宅の鍵を紛失したときは、速やかに甲にその旨を報告すること。
- (9) 移住体験の期間が満了したときは、移住体験住宅及びその敷地の清掃を行うとともに、直ちに移住体験住宅の鍵を甲に返却すること。

(行為の制限)

第6条 乙は、移住体験住宅及びその敷地において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (2) ペットを同伴すること。
- (3) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為を行うこと。
- (4) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為を行うこと。
- (5) 営利目的の事業を開業し、又は興行を行うこと。
- (6) 展示会その他これに類する催しを開催すること。
- (7) 文書、図書その他印刷物を貼付し、又は配布すること。
- (8) 看板、ポスター等を掲示すること。
- (9) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為を行うこと。
- (10) 移住体験住宅を増築又は改築すること。
- (11) その他移住体験住宅の利用にふさわしくない行為を行うこと。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により移住体験の承認を受けたとき。
- (2) 前2条の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 乙が本契約の解除を申し出たとき。

(明渡し)

第8条 乙は、第3条に定める契約期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、直ちに移住体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の利用に伴い生じた損耗を除き、移住体験住宅及びその敷地を原状回復しなければならない。

(立入り)

第9条 甲は、移住体験住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他の管理運営上特に必要があるときは、乙の承諾を得ずに移住体験住宅に職員を立ち入らせることができるものとする。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による職員の立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第10条 乙は、故意又は過失により移住体験住宅又は移住体験住宅に備え付けられた設備、備品等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに甲に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第11条 移住体験住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、移住体験住宅及びその敷地で発生した事故について、甲はその責めを負わないものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約書の定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について、疑義が生じたときは、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

年 月 日

甲（賃貸人）	住 所	秦野市桜町一丁目3番2号
	氏 名	秦野市長 高橋 昌和 (印)
乙（賃借人）	住 所	○○○○○○○○○○○○○○○○
	氏 名	○ ○ ○ ○ (印)

別紙2 備え付け備品一覧

家電製品	エアコン	風呂設備	給湯器
家電製品	テレビ	風呂設備	風呂イス
家電製品	炊飯器	風呂設備	手桶
家電製品	冷蔵庫	風呂設備	洗面器
家電製品	電子レンジ	風呂設備	バスマット
家電製品	電気ケトル	風呂設備	風呂用洗剤、スポンジ
家電製品	洗濯機	トイレ設備	洋式ウォッシュレット機能付
家電製品	ドライヤー	トイレ設備	トイレトーパー
家電製品	掃除機	トイレ設備	トイレ用洗剤、ブラシ
調理器具	ガスコンロ	掃除用具	ほうき、塵取り、雑巾
調理器具	片手鍋	掃除用具	バケツ
調理器具	フライパン（大・小）	掃除用具	床掃除用ワイパー
調理器具	ボウル（大・中・小）	洗濯用品	洗濯かご
調理器具	ざる	洗濯用品	洗濯ハンガー
調理器具	包丁（大・小）	その他	スリッパ
調理器具	まな板	その他	ティッシュペーパー
調理器具	フライ返し	その他	懐中電灯
調理器具	おたま	その他	応急救急セット
調理器具	おたま（網）	その他	Wi-Fi
調理器具	菜箸	その他	ごみ箱
調理器具	缶切り（栓抜き）	その他	ハンドソープ
調理器具	計量カップ		
調理器具	計量スプーン		
調理器具	ピーラー		
調理器具	キッチンはさみ		
調理器具	トング		
調理器具	木ヘラ		
調理器具	おろし金		
食器類	皿（大・中・小）		
食器類	お茶碗、汁椀		
食器類	マグカップ		
食器類	グラス		
食器類	子ども用食器セット		
食器類	箸		
食器類	スプーン、ナイフ、フォーク		
食器類	台所用洗剤、スポンジ		